

東御市電子契約の 導入に関する説明会

令和6年11月11日、12日
東御市総務課契約財産係

1. 電子契約システムの概要

電子契約イメージ図及び概要



コスト削減

- 印紙や製本、送付にかかる費用を削減できます。
- 収入印紙が不要になります。

業務効率化

- 紙での作業がなくなります。
- 押印が不要になります。

基盤強化

- インターネットとメールが使える環境であれば、どこでも利用できます。
- クラウド上の契約書データをいつでも検索・確認できます。

2. 導入・運用スケジュール

導入・運用スケジュール目安

	令和6年度					令和7年度
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
説明会	➡					
周知・説明	➡					
運用開始			➡			

※ 当面、契約案件毎に「電子契約」か「紙での契約締結」かを選択いただけます。

※ 電子契約の詳細（運用開始時期等）は、市ホームページで最新情報をご確認ください。

3. 電子契約の対象となる案件

電子契約の対象範囲（当面）

総務課契約財産係で契約締結事務を行う案件

- ・ 設計金額が130万円以上の建設工事
- ・ 設計金額が 80万円以上の物品等の購入
- ・ 設計金額が 50万円以上の業務委託や修繕 等

◆電子契約サービスを使っての契約締結手順例

手続	受注者	市
メールアドレスの交換（電子契約利用申出書（仮称）の提出）	○	○
契約書案の作成・メールでのやりとりで内容を確認	○	○
電子契約サービス（クラウドサイン）を介してメールで契約書のPDFデータを送付		○
電子契約サービス（クラウドサイン）上で契約書の承認	○	○
契約締結完了	○	○

4. 電子契約を始めるにあたって

必要な事前準備

電子契約サービスを利用するためには、次の環境が必要です。

- ① インターネット回線
- ② 電子メールアドレス
- ③ PDFデータを開ける

電子契約サービスの操作方法等

- 電子契約サービスの利用にあたっての操作マニュアル等は、市ホームページへ掲載します。
- 最新情報は、以下よりご確認ください。

東御市ホームページ



【URL】 <https://www.city.tomi.nagano.jp/category/keiyakukanren/167478.html>

トップページ > 事業者の皆さんへ > 契約関連情報 > 電子入札及び電子契約の導入について

東御市 電子入札 🔍

東御市 電子契約 🔍